

会 員 規 約

第1条 定義・運営

- 1) 本規約によって定める条項は「アクシースイミングスクール」「アクシーサッカースクール」「アクシーフィットネスクラブ」（以下「スクール」という）に適用します。
- 2) スクールの運営及び管理は、株式会社アクアシガータ（以下「会社」という）が行います。

第2条 入会

- 1) 所定の入会申込書（本規約の同意確認欄への署名含む）及び付属書類に必要事項を記入のうえ、入会諸費用を添えて提出いただき入会といたします。
- 2) 未成年者で就学中の方が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で入会手続きを行ってください。この場合、親権者は本規約に基づく責任を負うものとします。
- 3) 本規約は当スクールを利用するすべての会員に適用されるものであり、当スクールへの入会を希望されるお客様は、この度の入会にあたり、予め本規約の内容を十分に理解し、その内容のすべてに同意した上で、自己の意思でお申し込みください。なお、刺青（タトゥーシール含む）のある方や反社会的勢力関係者である場合は入会できません。また、入会後に発覚した場合はその時点で除名します。

第3条 利用日時及び休業

- 1) 会員は会員種別毎に定められた曜日・時間にご利用いただきます。
- 2) スクールの休業日は年間スケジュール表に基づきます。ただし天災や臨時の施設修繕等やむを得ない事由が発生した場合は、施設の一部閉鎖もしくは臨時休業をすることがあります。この場合、原則として振替営業は行いません。
- 3) 当社の事由により休業する場合は、1週間前までに館内掲示及び通信等で連絡します。

第4条 会費等の支払い

- 1) 会員は当社の定めるところに従い会員種別毎の月会費及び諸費用（以下会費等という）を所定の方法で1ヶ月毎に納入していただきます。なお、会費等は会員が休会等の届出を提出しない限り、現実に当社を利用していなくても支払義務を生じます。
- 2) 社会経済の急激な変動により、追加料金を請求する場合があります。
- 3) 一旦納入した入会金、会費等は理由の如何を問わず原則として返金致しません。

第5条 休会・変更・振替・退会

会員が休会、クラス等変更、レッスン振替、退会等を希望する場合は、別に配布の説明書に従い、手続きを行ってください。

第6条 会員の遵守事項

会員及びその親権者は、下記事項を厳守してください。

- 1) スクールではマナーやエチケット、ルール及び秩序を守り、他の会員やスタッフに対し不快な言動は行わないでください。
- 2) 会員は自己の健康管理を怠らず、練習中に体調等に異常を感じたときは、直ちにスタッフにその旨を申し出てなければなりません。
- 3) 来館時に貴重品、ゲーム機等や多額の現金を持ち込まないでください。
- 4) 許可なく館内、プール内、更衣室でのビデオ、カメラ、携帯電話等での撮影は禁止します。

第7条 除名

スクールは会員が次のいずれかに該当する場合、会員から除名します。除名された場合、会員の資格及び権利を失います。なお、会費等は原則として返金しません。

- 1) スクールの定める諸費用につき、3ヵ月以上滞納し請求があっても完済しないとき（除名以前の諸費用は全額納入の義務を生じる）
- 2) スクールの施設、備品を故意に傷つけたり破損したりしたとき
- 3) スクールの秩序を乱したり、他の会員やスタッフに迷惑をかけたとき
- 4) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- 5) 本規約、その他スクールの定める規則に違反したとき

第8条 管理責任

会員がスクール利用時に被った事故等については以下の通りとします。

- 1) 会員がスクール利用上の規則に従わず起きた練習中の事故、盗難、駐車場内での事故について、スクールは一切の責任を負いません。
- 2) 事故の発生原因がスクールの施設管理等の過失によるものと認められた場合は被害の事実を確認の上、損害賠償の責に対応します。
- 3) 事故の内容によっては会員自身も損害賠償の責を負う場合があります。

第10条 個人情報の取り扱い

- 1) 会社がお客様から収集した個人情報は下記の目的行使以外には一切使用いたしません。
 - ①お客様に最適な運動プログラムの作成をおこなうため
 - ②お客様へ必要な連絡、連絡物の送付をおこなうため
 - ③お客様のご要望を伺い、指導・接客・施設改善等に役立たせるため
 - ④お客様の身元の確認をとるため
- 2) スクールがレッスン風景や動画を撮影し、会社のホームページその他のSNS等で広報する場合、事前にその旨を告知しお客様の承諾を得た上で使用いたします。
- 3) 会社が定める個人情報保護方針については、ホームページに開示しております。ご確認ください。

第11条 規約の改正

- 1) 会社は、必要に応じて合理的な範囲内で会員規約等の改正を変更します。なお、改正した規約等は全会員に及ぶものとします。
- 2) 会社が規約等を改正するときは、その旨につき、館内掲示やホームページ等で全会員に告知します。

第12条 規約の発効

本規約は1980年 5月 1日 制定・発効

2006年 1月 1日 改訂・発効

2021年11月15日 改訂・発効